令和4年6月27日 農林水産部里山振興室 池、山口

TEL: 076-225-1673 内線: 4645

## 令和 4 年度イノシシ被害防止強化月間について

# 1 概 要

イノシシによる農作物被害の過半が水稲被害であるため、水稲の収穫期前に、しっかりとした被害防止対策が講じられるよう、穂が実り始める7月、8月を、「イノシシ被害防止強化月間」と位置付け、集落全体で「周辺環境の管理」・「防護柵の点検」・「捕獲の強化」に取り組むよう、呼びかけています。

### 2 実施期間

令和4年7月1日(金)~8月31日(水)

### 3 問い合わせ先

イノシシ等の被害対策に関するご質問、ご相談は、お住まいの市町の鳥獣対策 担当課までお問い合わせ下さい。

〈イノシシ被害防止強化月間に関するお問い合わせ先〉

石川県農林水産部里山振興室 電話 076-225-1673 FAX 076-225-1618

# 7月・8月は インシンは一次に 「一次には 「一次には」 「一次には 「一次には

環境管理

イノシを「善性がじたり」

収穫後の残さ等は放置しない! 草刈りをして見晴らしをよくしよう!

防護

イノシから「最る」

防護柵の点検・電圧のチェックはこまめに!

捕獲

イノシシの「数で振らず」

成獣のメスを含む群れで捕まえよう! 地域で協力しよう!



石川県農林水産部里山振興室